

平成29年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成29年度11月補正予算関係)

元気づくり総本部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成29年11月定例会議案説明資料目次

元気づくり総本部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		広報課	2
	2 債務負担行為に関する調書	広報課	3

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第10号	鳥取県税条例の一部改正について	参画協働課	4
第19号	関西広域連合規約の変更に関する協議について	広域連携課	8

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
第2号	議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(平成29年11月16日専決)	広報課	12

議案説明資料総括表

元気づくり総本部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
広報課	319,146	0	319,146					
合計	1,795,165	0	1,795,165					

<説明(主な内容)>

【広報課】 ・[債務負担行為]とっとり情報発信費

平成29年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

広報課(内線:7097)

3目 広報費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] とっとり情報発信費		[債務負担行為] 20,000	[債務負担行為] 20,000				[債務負担行為] 20,000	
	72,634	0	72,634					
トータルコスト	101,247	0	101,247	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.6人	0.0人	3.6人	委託業者選定・契約・情報発信内容調整等				
工 程 表 の 政 策 目 標 (指 標)	<ul style="list-style-type: none"> ・県外での県の認知度・好感度を高め、観光や食、移住定住等の施策を支援するため、多岐にわたる情報発信を実施する。 ・流行の発信拠点としての首都圏に注目し、地域ブランドイメージの向上を図る。 							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>全国での鳥取県の認知度・好感度向上のため、マスメディア等を活用した県外への情報発信を行うなど、年間を通じた露出を図り、基幹的な情報発信を継続的に強化する。 年度当初から円滑な情報発信を行うことができるよう、債務負担行為を設定する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>全国への情報発信を行うため、広告代理店・PR会社等に番組制作・雑誌等への掲載の働きかけを委託し、年間を通じた首都圏でのマスコミに対する広報活動を行う。</p> <p><平成30年度に力点を置くテーマ(素材)の例></p> <p>次に掲げるテーマ等について、より話題性の高いテーマを臨機応変に設定し、様々な切り口で情報発信する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大山開山1300年祭 ・「山の日」記念全国大会 ・水木しげるロードリニューアル ・移住先としての魅力(生活環境の良さ・田舎暮らしの発信) ・空港のリニューアルに伴う航空便利用による旅の魅力 ・JR西日本の新観光列車「あめつち」、若桜鉄道「昭和」による鳥取の新たな魅力 ・食のみやこ鳥取(梨、鳥取和牛、特選とっとり松葉がに五輝星、新食材等) ・2020年東京五輪・パラリンピックに向けたスポーツリゾート <p><債務負担行為の理由></p> <p>テレビ等のメディアでの露出を図るため、年度に関係なく、時期の話題に応じたニュースリリースを途切れなく行う体制とする必要がある。そのため、どのような事項をメディアに売り込んでいくのか、年間を通じた全体の戦略・方向性を、前年度中にあらかじめ擦り合わせておく必要がある。</p> <p>また、半年から四半期前には企画が決定するテレビ・ラジオ番組・雑誌記事等制作スケジュールに合わせ、有利な放送・掲載枠を確保するために、早期に着手する必要がある。</p> <p>3 その他</p> <p>県施策を推進する上で必要な臨時的・機動的な情報発信については、平成30年度現年分として別途予算化を検討する。</p>								

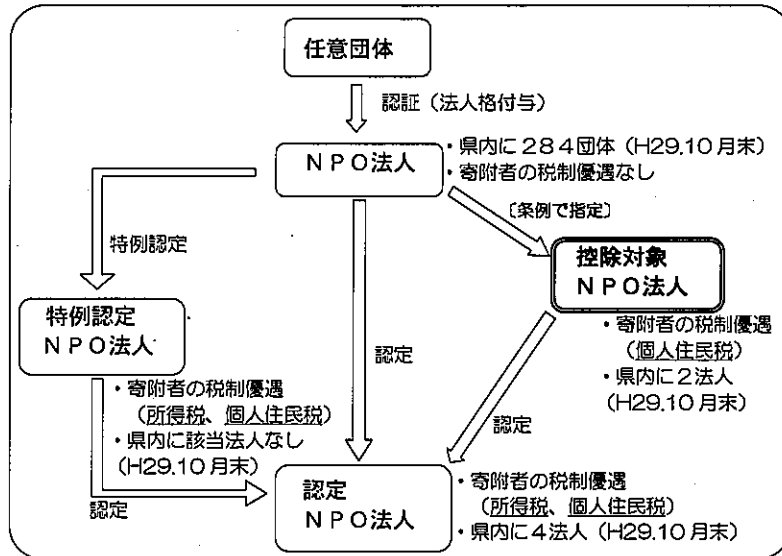
債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他			
平成29年度 とっとり情報発信委託	20,000			平成30年度	20,000						20,000

条 例 名 等	鳥取県税条例の一部改正について																			
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>(1) 控除対象特定非営利活動法人の指定要件に適合する特定非営利活動法人について、寄附金税額控除の対象に加える。</p> <p>(2) 森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てるために課す森林環境保全税の適用期間を延長する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(適用期間を延長する理由) 引き続き県民みんなで森林を守り育てる必要があることから、森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備や森林を守り育てる意識を醸成するための事業を引き続き実施していく必要があるため。</p> <p>(3) 産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるために課す産業廃棄物処分場税の適用期間を延長する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">(適用期間を延長する理由) 産業廃棄物処分場税の目的とする産業廃棄物処理施設の設置促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生等に関する施策展開は引き続き必要であるため。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 個人県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に平成30年1月1日から平成34年12月31日までの間に特定非営利活動法人ハーモニカレッジに対してなされた寄附金を加える。</p> <p>(2) 森林環境保全税に係る県民税の均等割の税率の特例の適用期間を5年間延長し、個人にあっては平成34年度(現行平成29年度)までの各年度、法人にあっては平成35年3月31日(現行平成30年3月31日)までの間に開始する各事業年度等を対象とする。併せて、森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。</p> <p>(3) 産業廃棄物処分場税の適用期間を5年間延長し、平成35年3月31日(現行平成30年3月31日)までの県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入を課税対象とする。</p> <p>(4) 施行期日は、公布日とする。ただし、(3)に関する事項は、規則で定める日から施行する。</p> <p>【参考】 <控除対象寄附金の状況></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除対象寄附金に係る法人等の区分</th> <th>適用状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>都道府県、市町村(ふるさと寄附金)</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>共同募金会、日本赤十字社</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)</td> <td rowspan="3">★ } 条例で包括的に指定 (指定済)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>認定特定公益信託</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)</td> <td>★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ○: 全国一律に控除対象となるもの、★: 条例指定により控除対象となるもの</p> <p><今回指定する法人の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・名 称 特定非営利活動法人ハーモニカレッジ ・主たる事務所の所在地 八頭郡八頭町才代299 ・設 立 年 月 日 平成25年4月1日 ・事 業 内 容 動物や自然を媒体とした青少年の健全育成及び社会教育の推進に寄与する事業等 	控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況	1	都道府県、市町村(ふるさと寄附金)	○	2	共同募金会、日本赤十字社	○	3	特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★ } 条例で包括的に指定 (指定済)	4	認定特定公益信託	5	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)	6	控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)	★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)
控除対象寄附金に係る法人等の区分		適用状況																		
1	都道府県、市町村(ふるさと寄附金)	○																		
2	共同募金会、日本赤十字社	○																		
3	特定公益増進法人 (独立行政法人、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人等)	★ } 条例で包括的に指定 (指定済)																		
4	認定特定公益信託																			
5	認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)																			
6	控除対象特定非営利活動法人(控除対象NPO法人)	★ 条例で個別に指定(今回指定する法人の適用区分)																		

<認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の関連イメージ>



<森林環境保全税及び産業廃棄物処分場税の概要 (現行)>

区分	森林環境保全税	産業廃棄物処分場税
目的	・森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成	・産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他の適正な処理の促進
納税義務者	・県民税均等割を納付する個人又は法人	・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税方法	・県民税均等割の超過課税	・特別徴収義務者 (最終処分業者) からの申告納入等
税率	・個人 年間500円 ・法人 年間1,000円~40,000円 (均等割額の5%相当額)	・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入重量1トンにつき1,000円
H28年度税収	・179,228千円	・11,708千円
税収使途	・間伐の遅れた人工林の整備 ・森林の保全・整備 ・森林景観対策 ・竹林対策 ・森林を守り育てる意識の醸成 ・制度の普及啓発等	・産業廃棄物処理施設周辺地域の整備のための交付金 ・リサイクル技術の研究開発に対する助成
適用期間	・平成17年度~19年度 (3年間) ・平成20年度~24年度 (5年間) ・平成25年度~29年度 (5年間)	・平成15年度~17年度 (3年間) ・平成18年度~19年度 (2年間) ・平成20年度~24年度 (5年間) ・平成25年度~29年度 (5年間)

<国が検討している森林環境税 (仮称) の概要>

※総務省が設置する「森林吸収源対策税制に関する検討会」において検討されているもの

趣旨・目的	・所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林においても、その公益的機能が持続的に発揮されるよう、市町村が主体となって実施する新たな森林整備等のための財源を確保する。
納税義務者	・個人住民税を納付する個人
課税方法	・個人住民税均等割に国税として上乗せ
税率	・未定
導入時期	・未定
税収使途	・条件不利な森林について市町村が森林所有者に代わって行う間伐等 ・条件不利な森林の所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけ
地方への配分方法	・市町村が徴収し、都道府県が集約して国に払い込んだ税収の全額を、各市町村の人工林かつ民有林の面積に応じて市町村に譲与税として配分

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																					
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td>平成27年8月1日から平成32年7月31日まで</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人ハーモニカレッジ</td> <td>八頭郡八頭町才代299</td> <td>平成30年1月1日から平成34年12月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで	特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の4 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第37条の2第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、同号に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">主たる事務所の所在地</th> <th style="text-align: center;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人倉吉鴨水館</td> <td>倉吉市下田中町801</td> <td>平成27年8月1日から平成32年7月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	主たる事務所の所在地	期間	略			特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで																				
特定非営利活動法人ハーモニカレッジ	八頭郡八頭町才代299	平成30年1月1日から平成34年12月31日まで																				
名称	主たる事務所の所在地	期間																				
略																						
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	平成27年8月1日から平成32年7月31日まで																				
<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成34年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</p>	<p>(個人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の19 平成20年度から平成29年度までの各年度分の個人の均等割の税率は、第27条の規定にかかわらず、同条本文又は同条ただし書に定める額に500円を加算した額とする。</p>																					
<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	<p>(法人の均等割の税率の特例)</p> <p>第53条の20 平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は法第52条第2項第4号の期間に係る法人の均等割の税率は、第41条の規定にかかわらず、同条の表の法人の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める額に次の表の加算額の欄に定める額を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略																			
略																						
略																						
<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成35年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>	<p>(産業廃棄物処分場税の適用期間)</p> <p>第232条 産業廃棄物処分場税は、平成30年3月31日までに行われる産業廃棄物の最終処分場への搬入について適用する。</p>																					

附 則
第1条～第17条 略

(国の税制改正に伴う検討)

第18条 森林環境の保全のため、国の新たな税制上の措置が講じられる場合においては、第53条の19及び第53条の20の規定による税率の特例のあり方について、必要な検討を行うものとする。

附 則
第1条～第17条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第232条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

条 例 名 等	関西広域連合規約の変更に関する協議について				
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要 (1) 規約改正の内容 ア 広域観光・文化振興分野 ・関西広域連合の全区域を対象とする関西の地域通訳案内士の創設に向け、地域通訳案内士の登録等に関する事務を追加する。 ・地域限定通訳案内士制度の廃止に伴う規定を削除する。 イ 資格試験・免許等分野 ・平成31年度から実施する毒物劇物取扱者試験及び医薬品販売に係る登録販売者試験に関する事務を追加する。</p> <p>(2) 規約改正の施行期日 平成31年4月1日から施行する。ただし、地域通訳案内士の登録等に関する事務の規定及び地域限定通訳案内士制度の廃止に伴う規定の削除については、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>3 その他 (1) 関西広域連合が実施する資格試験事務</p> <table border="1" data-bbox="288 1193 1378 1310"> <tr> <td>現 行</td> <td>調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験、<u>毒物劇物取扱者試験</u>、<u>医薬品販売に係る登録販売者試験</u></td> </tr> </table> <p>(2) 関西広域連合の概要 ・関西広域連合（平成22年12月1日設立）は、8府県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、奈良県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）で構成する特別地方自治体。 ・広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担う7分野（広域防災分野、広域観光・文化振興分野、広域産業振興分野、広域医療分野、広域環境保全分野、資格試験・免許等分野、広域職員研修分野）の事務を実施する。 ※本県は、【広域観光・文化振興分野】、【広域産業振興分野】、【広域医療分野】の3分野に参加している。</p>	現 行	調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験	改正後	調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験、 <u>毒物劇物取扱者試験</u> 、 <u>医薬品販売に係る登録販売者試験</u>
現 行	調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験				
改正後	調理師試験、製菓衛生師試験、准看護師試験、 <u>毒物劇物取扱者試験</u> 、 <u>医薬品販売に係る登録販売者試験</u>				

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する全国通訳案内士及び地域通訳案内士（広域連合の区域をその業務区域に含むものに限る。）に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで（同法第57条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）</u>、第33条（第1項を除く。）及び第34条（同法第59条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第54条（第4項を除く。）並びに第55条に規定する事務</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち次に掲げるもの並びに毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 観光、文化及びスポーツの振興に関する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア <u>通訳案内士法（昭和24年法律第210号）に規定する通訳案内士に係る登録等に関する事務のうち、同法第19条から第27条まで及び第32条（第1項を除く。）から第34条までに規定する事務</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>法に規定する地域限定通訳案内士に係る試験及び登録に関する事務のうち、法第14条（第1項を除く。）から第20条まで（法第24条で準用する場合を含む。）に規定する事務</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの</p>

303号) 第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第36条の8第1項に規定する試験に関する事務

ア～ウ 略

(8)・(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア(同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号(ア及びイに係る事務に限る。)、第5号(ア及びイに係る事務に限る。)及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

別表(第20条関係)

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
略			
事業費	略		
	第4条第1項第3号ア及びイに規定する事務に係る経費	略	
	第4条第1項第3号ウからキまでに規定する事務に係る経費	略	
略			

備考 略

ア～ウ 略

(8)・(9) 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、同項第1号ア(同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを、同項第1号ア(同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。)、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号(アからウまでに係る事務に限る。)、第5号(ア及びイに係る事務に限る。)及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 略

別表(第20条関係)

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
略			
事業費	略		
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	略	
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	略	
略			

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第3号及び第2項並びに別表の改正規定並びに次項の規定は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 関西広域連合は、この規約の施行の日前においても、改正後の関西広域連合規約第4条第1項第7号に掲げる事務（同号アからウまでに掲げる事務を除く。）の実施に必要な準備行為をすることができる。

<p>件名</p>	<p>議会の委任による専決処分の報告について (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年11月16日専決)</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、平成29年11月16日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 八頭郡八頭町 個人 乙 鳥取市千代水一丁目118番地 株式会社わかば 代表取締役 濱本 康義 丙 島根県松江市白潟本町63番地 山陰総合リース株式会社 代表取締役社長 影山 敬三</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金329,856円を乙に、238,620円を丙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金233,962円を甲に支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要 ア 事故発生年月日 平成29年6月22日 午前9時5分頃 イ 事故発生場所 鳥取市気高町八束水地内 ウ 事故の状況 鳥取県元気づくり総本部広報課所属の職員が、県広報紙の取材のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽貨物自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、渋滞により停止しようとして徐行していた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙が第三者から借り受けている小型乗用自動車に追突し、双方の車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。</p> <p><参考> ・損害賠償金 563,818円 うち、保険支払額 533,818円、県費支出額 30,000円(免責額30,000円) ・県側車両損害額 238,620円</p>